【別表】 定期金賠償に関する裁判例（平成8年以降）

番号	裁判所	判決日	出典	定期金賠償に関する当事者の主張	定期金賠償についての裁判所の結論	備考
1	東京地裁	H8.12.10	判時1589.81	原告：一時金を主張（ただし、判決では「（予備的かつ黙示的に）定期金給付判決を求めていると考えられる」とする。） 被告：（特段の主張なし）	○（介護料）	医療過誤事件 「新民事訴訟法施行前の事案につき、著しい事情の変更により定期金の給付額が不相当となった場合には、同法一一七条の規定を類推適用して額の変更を認めるのが望ましいとした事例」 ・医師の証明書発行時点を開始日とする、将来介護費用の判決 「原告甲野春菜が自宅介護を受けることとなり、自宅介護が開始された旨の医師の証明書が原告らから被告らのいずれかに対して提出されたときは、被告らは連帯して原告甲野春菜に対し、自宅介護が始まった日から自宅介護が終了するまで、自宅介護が始まった日から一か月経過するごとに一か月につき金四〇万円の割合による金員を支払え。」 原告は明示的には、定期金を求めていない。 「原告らは、仮に損害賠償の一時払い請求が棄却とならざるをえない場合には、予備的かつ黙示的にこのような条件付定期金給付判決を求めているものと考えられるのであり、また、認定の対象となる損害は、自宅介護が開始される場合という条件付ではあるが、将来請求として認容しうる程度に確定しているものと考えられるので、このような判決をすることも許されるものというべきである。」と判示。
2	大阪地裁	H10.6.26	判タ1001.196	原告：介護料につき定期金を主張 被告：（特段の主張なし）	○（介護料）	（デパートのエスカレータでの事故） 原告が定期金賠償を請求した事案。 なお、素因減額（55%）を肯定。
3	水戸地裁	H11.11.25	交民 32.6.1851	原告：一時金を主張 被告：定期金を主張	×	
4	東京地裁八王子支部	H12.9.19	交民 33.5.1526	原告：介護料につき定期金を主張 被告：（特段の主張なし）	○（介護料）	
5	大阪地裁	H13.9.10	判時1800.68	原告：一時金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	×	
6	東京高裁	H15.7.29	判時1838.69	原告：一時金を主張（定期金を明示的に拒否） 被告：介護料につき定期金を主張	◎（介護料）	【原告が拒否した事案で定期金賠償を認めた事案】 交通事故による遷延性意識障害事案。 余命年数が争われた事案。 被告が定期金を主張し、原告は定期金を拒否（ただし、絶対否定というわけでもないような準備書面も出している。）。 裁判所は、定期金賠償を肯定し、介護費用部分として、月額25万円（詳細不明。入院中の事案）を定期金として認めた。
7	東京地裁	H15.10.7	判時1844.80	原告：介護料につき定期金を主張 被告：（特段の主張なし）	○（介護料）	医療過誤により遷延性意識障害となったケース。 施設介護を前提に、施設の費用月額519,208円を請求した事案。 裁判所は、日額15,000円（月額約45万円）を認容。
8	東京地裁	H15.10.9	ｳｪｽﾄﾛｰ 2003WLJPCA10090003	原告：一時金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	×	
9	大阪地裁	H16.1.21	判時1907.85	原告：介護料につき定期金を主張 被告：（特段の主張なし）	○（介護料）	医療介護事案

番号	裁判所	判決日	出典	定期金賠償に関する当事者の主張	定期金賠償 についての 裁判所の結論	備考
10	神戸地裁	H16.12.20	交民集 37.6.1683	原告：介護料につき定期金を主張 被告：一時金を主張	○（介護料）	
11	東京地裁	H17.2.24	交民38.1.275	原告：一時金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	×	
12	さいたま地裁	H17.2.28	交民38.1.299	原告：一時金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	×	
13	福岡地裁 ※17が控訴審	H17.3.25	自保ジャ 1593	原告：一時金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	○（介護料）	介護料について定期金賠償を肯定。ただし、終期は死亡と84歳（平均余命）のいずれか早い方の時期までとする。（※この点は控訴審（17番）で変更となっている。） 「原告らも訴訟の経過において原告の今後における介護を最も考慮していたこと」という点を、定期金賠償の根拠としている。
14	大阪地裁	H17.7.27	交民 38.4.1060	原告：一時金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	×	
15	横浜地裁	H17.9.29	判時 1916.102	原告：介護料のうち設備等の買換費用等について定期金を主張 被告：（特段の主張なし）	○（介護料）	【医療過誤事案】
16	東京地裁	H18.3.2	判時1960.53	原告：介護料及び逸失利益につき定期金を主張（ただし、15年分のみで15年後に残期間分を一括して支払うことを求める特異なもの） 被告：（特段の主張なし）	×	（高次脳5級。醜状障害7級、嗅覚脱失12級等で併合3級） 原告が15年分の将来医療費・将来介護料・逸失利益について定期金を請求。（15年後にその後の部分を一括する。東京地裁H15.7.24に触発されたか？） ・将来医療費と将来介護料については、そもそも損害自体を否定。 ・逸失利益については、①逸失利益に関する継続説、②15年に限定する合理的理由が無い、③被告も否定している、などの理由で、定期金賠償方式を否定した。もっとも、「後遺障害逸失利益については、前記民訴法一一七条一項の規定があるので、定期金賠償を認め得る場合があることは否定できないが、一時金賠償の場合に、被害者が事後的に交通事故とは別の原因で死亡した場合でも損害は存続すること（いわゆる「継続説」）、本件の場合、前記(10)において認定した原告一江の後遺障害の内容、程度に照らして、将来の介護費用と一体のものとして定期金賠償を認め得る場合ではないこと、原告一江が定期金による支払を求めているのが症状固定後一五年間のみであり、その後については一時金による支払を求めているが、その合理的理由が明らかでないこと、被告らが定期金による支払を求めていないことを総合考慮すると、本件においては、後遺障害逸失利益について、定期金賠償方式によるべき合理性及び必要性があるものとは認められないから、定期金による支払を認めることは相当とはいえない。
17	福岡高裁 ※13が原審	H18.4.11	自保ジャ 1649	原告：（特段の主張なし） 被告：介護料につき定期金を主張	○（介護料）	介護料について定期金賠償を肯定。ただし、終期は死亡時とした（原判決変更）。 判示をみるかぎり、原告側も、介護料の定期金を争っていないと思われる。
18	福岡高裁	H18.7.27	裁判所HP	原告：一時金を主張（ただし、控訴審では「定期金賠償の方法によるとして判断されても異存ない」旨を述べた。） 被告：（特段の主張なし）	○（介護料）	【学校事故】
19	広島地裁三次支部	H21.5.1	自保ジャ 1802.9	原告：主位的に一時金を主張、予備的に介護料につき定期金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	○（介護料）	2歳男児の被害事例。 将来の高額医療費等の公的助成制度を利用しないことを前提に、将来の入院費用について定期金で算定
20	東京地裁	H21.10.2	自保ジャ 1816.35	原告：一時金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	×	

番号	裁判所	判決日	出典	定期金賠償に関する当事者の主張	定期金賠償 についての 裁判所の結論	備考
21	仙台地裁	H21.11.7	交民 42.6.1498	原告：一時金を主張 被告：将来介護料につき定期金	×	被害者：14歳男子中学生。遷延性意識障害（1級） （判決） 被告らは、本件に適合する解決策としては定期金賠償以外にあり得ないと主張する。しかし、原告らが定期金賠償方式を望んでおらず、一時金での支払を望んでいることを考慮すると、被告らの主張は採用し難い。
22	仙台地裁	H22.3.16	自保ジャ 1842.1	原告：一時金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	×	
23	東京地裁	H22.3.26	交民43.2.455	原告：一時金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	×	
24	東京地裁	H22.11.25	交民 43.6.1478	原告：介護料につき定期金を主張 被告：一時金を主張 ※脊髄損傷1級事案で、被告側（保険会社側）は一時金を主張した。	○（介護料）	原告が定期金を求め、被告が拒否した事案。脊髄損傷1級事案
25	福岡地裁 ※26が控訴審	H23.1.27	判タ1348.191	原告：一時金を主張 被告：介護料につき定期金を主張	◎（介護料）	【原告が拒否した事案で定期金賠償を認めた事案】 ただし、控訴審（は一時金に変更
26	福岡高裁 ※25が原審	H23.12.22	判時2151・ 31	原告：一時金を主張（原審が認めた定期金を明示的に拒否） 被告：介護料につき定期金を主張	×	原判決は、原告が拒否した事案で定期金賠償を認めたが、控訴審は一時金（原判決変更）とした。
27	東京地裁 ※28が控訴審	H24.10.11	判タ1386.265	原告：一時金を主張（明示的に定期金を拒否） 被告：介護料につき定期金を主張	◎（介護料）	【原告が拒否した事案で定期金賠償を認めた事案】 原告が一時金、被告が定期金を主張。控訴審(27番)も維持。
28	東京高裁 ※27が原審	H25.3.14	判タ1392・ 203	原告：一時金を主張（明示的に定期金を拒否） 被告：介護料につき定期金を主張	◎（介護料）	【原告が拒否した事案で定期金賠償を認めた事案】 原告が一時金、被告が定期金を主張。 原判決を維持して、定期金を命じた。
29	福岡地裁	H25.7.4	判時2229・ 41	原告：介護料につき定期金を主張 被告：一時金を主張（定期金賠償は、支払管理上も受け入れられない、と主張） ※胸髄損傷1級事案で、被告側（保険会社側）は一時金を主張した	○（介護料）	原告が定期金を主張、被告が一時金。 被害者は2歳7か月。 後遺障害は、第2胸椎付近での脊髄損傷で、胸部以下が麻痺。上肢は動かせ、脳にも異常がない。
31	岡山地裁	H26.11.14	自保ジャーナル 1952号 1頁	原告：一時金を主張 被告：「将来の治療費」「将来の入所費用」「将来の雑費」について定期金を主張	×	
33	東京地裁	H28.2.25	交民49.1.255	原告：一時金を主張 被告：将来介護料について定期金を主張	×	
34	札幌地裁	H28.3.30	自保ジャ 1991.1	原告：一時金を主張 被告:将来の入院費用、将来の入院雑費、将来の付添看護費用につき定期金を主張	×	

番号	裁判所	判決日	出典	定期金賠償に関する当事者の主張	定期金賠償 についての 裁判所の結論	備考
35	東京地裁 ※37が控訴審	H28.9.12	判時 2436号 45頁	原告：将来の看護・介護費用につき定期金賠償を主張。 被告：（賠償方式につき特に主張なし）	○（介護料）	【労災事案】
36	松山地裁西条支部	H29.3.30	交民50.2.410	原告：一時金を主張（定期金を明示的に拒否） 被告：将来介護費・雑費につき、定期金賠償を主張	×	
37	東京高裁 ※35が原審	H30.4.26	判時 2436号 32頁	原告：将来の看護・介護費用につき定期金賠償を主張。 被告：（賠償方式につき特に主張なし）	○（介護料）	（控訴審では、特に定期金の点は争点になっていない。）
38	岐阜地裁	R2.12.23	自保ジャ 2083.1	原告：将来治療費・将来介護料につき一時金賠償、後遺障害逸失利益について定期金賠償を主張。 被告：後遺障害逸失利益についての定期金賠償を否定。	×（後遺障害逸失利益）	※　原告は、介護料は一時金で主張し、逸失利益は定期金を主張した事案。
39	青森地裁 八戸市部	R4.2.18	自保ジャ 2122..15	原告：後遺障害逸失利益につき定期金賠償を主張 被告：定期金賠償を否定。	×（後遺障害逸失利益）	被害者：30代　　後遺障害１４級の神経症状（裁判所認定の喪失期間は5%・5年間） （判示） 定期金賠償の相当性（争点３）について検討すると，原告の年齢，属性，本件事故による後遺障害の程度（第１４級），この後遺障害の程度を踏まえた労働能力喪失期間等を考慮すると，被害回復の目的と損害の公平な分担という理念に照らして，本件事故の後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めるのが相当とはいえない（最高裁判所平成３０年（受）第１８５６号令和２年７月９日第一小法廷判決参照。）。
40	名古屋地裁	R4.10.18	交民 55.5.1418	原告：後遺障害逸失利益につき定期金賠償を主張 被告：定期金賠償を否定。	×（後遺障害逸失利益）	被害者：43歳　　後遺障害併合７級（8級の脊柱変形、12級の鎖骨変形、12級の手関節可動域制限） なお、被害者は事故後も同じ職場で働き、収入も増えている。 （判示） 本件についてこれをみると、①原告の後遺障害の内容は、器質的変化を伴う変形障害や関節機能障害であって、（加齢による疼痛等の悪化の可能性が否定できないとしても）将来における大幅な症状の変動があることは想定しにくいこと、②原告は、症状固定時４３歳で就労可能期間は２４年間あるものの、原告が約１９年にわたり同業種に従事し、b社において役職に就ける条件を満たしていると主張していることや、転職可能性についても同業他社を念頭に置いた主張を展開していることなどの弁論の全趣旨に照らすと、将来における原告の就労状況に大幅な変動が生じる可能性も高くはないということができる。 　そうすると、本件訴訟において算定された損害額と将来において現実化する損害額との間に、民訴法１１７条によって是正を図らなければ公平を失するほどの大きな乖離が生じる可能性が高いとは認められない。よって、本件において、原告の後遺障害逸失利益を定期金賠償の対象とすることが相当であるとまでは認められない。

※　本表で「介護料」とは、近親者介護、職業人介護、施設費、入院費、治療費、介護雑費、介護用設備・車輌の買換費用等の名目をとわず、被害者が生活をしていくために必要となる積極損害部分のことを指す。
※　裁判所の判断の欄の「○」は定期金賠償が認められたこと、「×」は否定されたことを意味する。「◎」は原告側が主張していないにもかかわらず、介護料を認めた事案。
※　令和2年最判の事案（札幌地判H29.6.23、札幌高判H30.6.29　を含む）は除いた。